

《源順伝》断章

— 安和の変前後までの文人としての順 —

神野藤昭夫

源順の生涯は、文章生となり撰和歌所寄人となった時期と、安和の変前後の時期とを目安として、大きく三区分して把握することができる。前稿〔国文学科報〕第12号 昭59・3)では、第二期すなわち安和の変前後にいたるまでの、順の官人としての履歴を中心に検討を試みた。本稿では、同時期における文人(漢詩作家)としての側面について考えてゆきたい。

はじめに、この時期に属すると推定される作品と事蹟とを列挙すれば、次のとおりである。

- (1) 「初冬於_三栖霞寺」 同賦_三霜葉滿_レ林紅」 応_二季部大王教_一
〔『本朝文粹』卷十 詩序三 木〕
- (2) 「沙門敬公集序」〔『本朝文粹』卷八 書序〕
- (3) 天徳三年詩合への参加〔天徳三年闍詩行事略記〕

- (4) 応和元年三月の冷泉院における花宴への参加〔扶桑略記〕
- (5) 「後三月陪_三都督大王華亭」 同賦_三今年又有_レ春 各分_三二字_一
 応_レ教」〔『本朝文粹』卷八 詩序一 時節〕
- (6) 「三月三日 於_三西宮池亭」 同賦_三花開已_レ匝_レ樹 応_レ教」〔『本朝文粹』卷十 詩序三 木〕
- (7) 「暮春於_三淨闍梨洞房」 同賦_三花光水上浮」〔『本朝文粹』卷十 詩序三 木〕
- (8) 「冬日於_三神泉苑」 同賦_三葉下風枝疎」〔『本朝文粹』卷十 詩序三 木〕
- (9) 勸学会に参加か。
- (10) 「夏日陪_三右親衛源將軍初説_レ論語」 各分_三二字_一(探得迷字)
 〔『扶桑集』卷九・『本朝文粹』卷九 詩序二 論文〕

本稿は、右の諸作品と事蹟とについて、その粗描と基礎的な考証

を加えることを目的とする。

年時の判明する作品と事蹟とを追求するだけでは、もとより順の文人的な活躍をトータルに把握しえない。年時推定のかなわぬ作品群も数多く残されている。順の詩文は、『天徳三年閏詩行策略記』『扶桑集』『本朝文粹』『朝野群載』等にみえ、その詩片も、『和漢朗詠集』『新撰朗詠集』『和漢兼作集』『類聚句題抄(類題古詩)』『江談抄』等にみえている。詩片のうちいくつかは、現在する詩文から採られたものであることが確認できるが、そのほかは不明である。しかし、たとえば『和漢朗詠集』の場合、『和漢朗詠集私記』『和漢朗詠集注』等によって、その出典となった詩題を知ることができるわけが、順が多くの詩作を残していたことが想像される。年時不明の作品や断片的な詩片群の存在、それらを射程に入れて論ずる必要があることを、今後の課題としてあらかじめ確認しておくかねばなるまい。また、当代の記録類の中には、順の存在こそ確認できないものの、順が参加していてもおかしくないような詩宴の場を多く知ることができるし、また、当代の文人たちの活躍の場と順のそれとを比較することによって、順の文人としての位相が明らかになつてくる、ということもあろう。さらに、当代における順の文学者としての特異なありかたを考へるとき、文人としての側面と歌人としての側面とを分離して把握するのではなく、むしろ両者を融合併呑してゆくようなありかたにこそ目が向けられる必要がある。順がもし物語作者であったとすれば、彼の雑食的ともいふべき文学的営為の特性こそが問題にされるのでなければなるまい。このような問

題意識を失念しているわけではないが、本稿ではそうした問題に真正面からとりくむことを課題としない。それらの問題についてはいづれ稿を改めて論ずる機を得るとして、さしあたり本稿では、先に記した事項の基礎的考証と覚書の作成に終始することになる。

(1) 初冬、李部大王(式部卿宅)重明親王は、嵯峨の栖霞寺を訪れ、『霜葉滿^{チケニナリ}林紅^{ナリ}』の題のもとに詩宴を催した。その折の詩序を順が草しているわけである。前稿(国文学科報)第12号)において述べたように、この詩宴は、天曆七年(九五三)十月、順四十三歳の折のことと推定しうる。

「栖霞寺者、本栖霞觀也。昔丞相遊息^ス」と書きだされるように、栖霞寺は、かつて左大臣源融の山荘であった栖霞觀を、その没後、寺に改めたものである。したがって、「昔、漢の江都王であった劉建は、勁捷を好み、七尺の屏風を跳びこえ、また淮南王であった劉安は、神仙を求めて、一朝雲にのつてとびさつた^{注2}。それに對し、わが王重明親王は、勁捷を好まず、神仙を求めず、閑中に山水をたのしみ、秋すぎでの景物をたのしみあじわわれる」といった対比の文脈が出てくるゆえんも、道教ないし神仙趣味的な志向にもとづく「觀」との比較意識によるものであろう。その「觀」の面影は、「泉石之声」として残り、今、大王はこれを寺としていっそう盛んにし、香花の供がたえない、とあるのは、たびたび供料を獻じ、その室で徽子女王(村上後宮の斎宮女御)の母にあたる寛子(忠平女)の没後、周忌法会に際し、新堂を建立し、「金色等身釈迦如来像一軀」

を安置した^{注3}、などをさすのであろう。今の清涼寺釈迦堂は、後年、齋然が「正身の釈迦」として知られる釈迦如来像を宋より将来し、栖霞寺内の釈迦堂に奉安し、清涼寺と号したことに由来する。それとは別に、その前身ともいふべき釈迦堂を重明親王がすでに建立していた、ということになる。

ところで、重明親王は、この栖霞寺といたゞのような関係にあったのだろうか。重明親王は、醍醐天皇の第四皇子として、延喜六年(九〇六)に誕生したが、その母は、大納言源昇女であった。その昇の父こそ昔の「丞相」源融にあたるわけである。融の子息には、昇の兄になる大納言湛らがいるが、融を祖とする一門で、入内して皇子皇女をあげたものはほかにいない。一門の人々にとって、重明親王は希望の星ともいふべき存在であったろう。重明親王誕生するとき、融はすでに世を去っていた(寛平七年(八九五)薨、七十四歳)が、昇は存命であつて五十八歳(延喜十八年(九一八)薨、七十歳)であつた。栖霞親が栖霞寺に改められたのは、融一周忌の寛平八年(八九六)のこと。晩年、阿弥陀信仰に傾いていた融の意を汲んで阿弥陀如来像が安置されたというが、今も造立当時の面影を伝える阿弥陀三尊が、栖霞寺阿弥陀堂の名残りを示すもの(今の阿弥陀堂じたいは文久三年(一八六三)に再建されたものである)として、清涼寺本堂に向かつて右手の阿弥陀堂に伝えられている(今は宝物殿に収められている)。この寺を重明親王が「紹隆」(前人の業を承け、さらに盛んにする意)した、という表現を考慮すれば、栖霞寺は一門の私寺であつて、特に重明親王に帰属する寺であつたと判断できよう。^{注5}

重明が主催する、このような遊宴の席に順は招かれ、詩序を草しているわけである。では、順が親王に招かれたのはどのような理由によるものと考えたらよいか。

順と重明親王との直接的関係をうかがわせる資料はほかにない。『大日本史料』(第二篇の二十、永徳元年是歳(二二八)では、『源順集』にみえる、歌を闕いた詞書「久しくつかさたまはらて、式部卿のみやより大盤所にたてまつらするなかうた」をあげ、重明親王と考証傍書して、同親王との交渉を示すものとみている。これは別稿において検討するところであるが、『順集』の年代順的構成と同歌の位置及びその内容「久しくつかさたまはらで」から考えて、安和の変以後、任官にめぐまれず逼塞していたころのもの判断される。重明親王は、順がようやく文章生となつた翌天曆八年(九六八)に四十九歳で薨じていたのであつて、これを重明親王との関係を示すものとみることとはできない。

ところで、右の詞書は、「あるところの前栽あはせの歌の判」と「はしめの冬かのえさるのよ、松のこゑよることといふたにしてたてまつるうたの序」との間にはさまれたもので、前者は天禄三年(九七二)八月二十八日親子内親王前栽歌合と推定されるものであり、後者は、貞元元年(九七〇)十月二十七日、齋宮親子内親王家における歌序であつた。このほか、齋宮が侍従の厨家に遷御されている折、庚申の夜の詠歌(二〇八番歌)、野宮において前栽を植えた折の詠歌(二〇九番歌)、齋宮群行ののち、広幡中納言帰京に際したの詠歌(二二五番)、などがあり、「ささきのいつみのかみみなもの

順の朝臣なん、おほやけにはなしつほの五人かうちにめされ、みやにはおもとひと八人かうちにてさふらひし人なり」(あるところの前栽あはせの歌の判一の歌序)ともあるように、順は後年、斎宮親子内親王に近侍したことが知られるのである。

親子内親王は、村上天皇の皇女として、天曆三年(九四九)に誕生(寛和二年「九八六」五月十五日薨、三十八歳より逆算。『日本紀略』『本朝皇胤紹運録』ほかによる)しているが、その母は、徽子女王すなわち重明親王の女であったのである。後年、順がなぜ斎宮親子内親王のもとに仕えるようになったか、という問いをたててみると、重明親王に繋がる縁に由来すると考えるのが穩当であろう。逆にいえば、順と重明親王との関係もまた、親王が偶々文人のひとりとして順を招いたことに由来すると想定するより、もっと色濃い関係を想定するほうが自然である。とすれば、両者に嵯峨源氏一門という共通項が浮びあがってくる。順の曾祖父、すなわち順↓攀↓至↓定とさかのぼる順の家系において、定は融と兄弟にあたるわけであった。

このように考えてみると、この栖霞寺における詩宴が、重明親王が盟主たるにふさわしい場であり、融一門をも包摂するところの嵯峨源氏一族の胤である順に、格別の恩顧をもって詩序を草せしめていゝ、というふうにみえてくる。「管絃の韻清うして、龜山の曲(琴曲)閑奏し、詩酒の興尺きぬ」とあるが、親王は筥の名手(『秦箏相承血脈』)であって、親王もまた管絃をくつろぎたのしんだことであろうか。順は、「順春年に桂を折って、寒夜蓬に臥す。幸に大

王の光塵に陪る。豈小人の景福にあらずや」と述べるけれども、これが、彼の文章生及第の直後と推定されることは、そこに重明親王の、順にたいする祝意をこめた配慮が読みとれはしないか、と考えるわけである。ちなみに、『新撰朗詠集』(巻上 紅葉)に「紅林、定有^{チリトキケキ}三重青日^{ソフハツハツカクニ}、素髮^{ソフハツハツカクニ}応^ニ無^ク更^ニ緑^ニ春^ニ」(以下、同集の引用は、高野辰之編『日本歌謡集成』巻三 中古編)による)とあるのは、このときの宴遊における菅原文時の詩片であろう。文時は、時に五十五歳、大内記従五位下の頃であったと推定される。^{注6} 文時をさしおいて、順が起用されているところにも、重明親王の配慮を想定しうるかと思えるわけである。

(2) 天曆八年三月二十八日、順は尊敬上人の詩文七巻を編録、「沙門敬公集」と名づけ、その序を草した。

尊敬上人とは橘在列のこと。序文は、在列が大和権守橘秘樹の第三子であり、若くして大学に学び、聡識拔群であったことを記して、ただちに在列と源英明との交友に紙幅を割く。英明は、在列の文藻を知るや、詩を応酬、花見や月見に在列を招いては、その才能をめでかつその不遇を嘆じたという。三十にして文章生に補せられ、安芸介、彈正少弼と歴任したが、天慶七年(九四四)冬十月、離俗して叡山に入った。だが、出家後も、詩魔だけは降伏することかなわず、詩文を綴ったという。昔、王朗^{注7}の八代の孫が徐詹事の旧篇を拾い、江淹が一時の友として范別駕の遺文を集め、それぞれ序を記しおいたのにならって、拙いわが身ではあるが、わずかの義辭勝

句が人に知られるばかりで、あとは紙墨に記されたまま散佚するのを惜しみ、大学に学んだころより、隠棲するにいたった時までの、在列の作った詩賦、歌贊、啓牒、記状、呪願、願文等を編録して、七巻と成した、と記す。

この「沙門敬公集序」、とくに在列と英明の交友と順との関わりについては、旧稿(国文学科報「第9号」)においてすでに論じたので詳細はそちらに譲るが、不遇を背景とした孤独感が二人の美しい交友の支えとしてあったこと、その縁辺に二十代後半から三十代にかけての順もまたなじんで、「五嘆吟并序」(『扶桑集』巻七 嘆)のような沈淪不遇を主題とする嘆きの文学を生みだす素地をなしている、と考えてみたわけであった。

このような考えにたつてみると、順が「沙門敬公集」を編むに際して、そこに外的要請がかりにあったとしたところで、それは契機にすぎず、順じしんの内発性により強く支えられた仕事であったと考えるのが妥当であろう。在列への私淑と尊敬とが支えとなっており、その前年、順じしん文章生となって人生のひと区切りをつけたところで、自らの不遇時代をもふりかえるような気持で編まれたものではなからうか。

いささか恣意的との批判をうけそうではあるが、「沙門敬公集」の編録とその序文の作製は、順の過去に根ざした内的な動機にもとづくものであって、その後の世間の評価はさて、文人としての脚光と評価を支えとして、いわば外発的に作られたものではないことをみておきたいのである。

(3) 天徳三年(九五七)八月十六日、清涼殿の村上天皇の御前で行なわれた「鬪詩之遊」に、詩人として出席した。

この鬪詩行事の次第は、「天徳三年八月十六日鬪詩行事略記」に詳しい。

この日、勘解由判官順は、右中弁菅原文時とともに左方の詩人として、清涼殿の階段の北砌に伺候した。右方の詩人は、参議大江経時と式部大輔橘直幹であった。順は、十の詩題のうち、第五の「秋光変三山水」、第六の「葦声入夜催」、第九の「松江落葉波」の三題の詩が、いずれも直幹の詩とあわされ、第五が持、第六が勝、第九が負で、一勝一敗一引分の成績であった。文時は、維時と一首持、二首負、直幹と三首勝、一首負で、左方としては、四番勝、二番持で勝負は左右引き分けに終わった。当日の判者は維時がつとめたが、維時は御椅子の南辺に伺候して、判定の微妙なものについては、天機をうかがい、定めかねるものは勅定を仰いでおり、村上天皇にかわつて維時が判者をつとめたのとみるのが適切であろう。

この日に先立って、左右の詩人念人が定められたが、「当時好文之輩 莫不羨進此列者也」というなかで、順は拔擢されたのであった。山口博士は、「天暦三年の勅命による坤元録屏風詩に係したのは、朝綱・直幹・文時・維時で、順は無視されていた事を思うと、その進出の著しきは、目を奪うものがある」と述べ、順の拔擢がどれほどのものか、坤元録屏風詩の場合と比較しているのは興味深い。天暦十年、左大弁大江朝綱が村上天皇の勅命をうけ、魏

の王泰の地理書『坤元録』百巻から、詩題二十を選び、朝綱、文章博士橘直幹、大内記菅原文時が詩を作り、式部大輔大江維時がそれを撰定し、右衛門佐小野道風が字を書き、采女正巨勢公忠が絵をかいて、八帖の屏風にしたという（『日本紀略』）。これが、『枕草子』に「坤元録の御屏風こそ、をかしうおほゆれ」（新潮日本古典集成『枕草子』下二七七八段）とある、いわゆる坤元録屏風である。『日本紀略』には「天曆三年」とあるが、『江談抄』（第四）に「天曆十年内裏御屏風詩」として、文時の坤元録屏風の一節が引用されている。『大日本史料』（第一編の十）は「大江朝綱ノ左大弁ニ任ゼラレシハ、天曆五年正月三十日ニシテ、大江維時ノ式部権大輔ニ任ゼラレシハ、同年五月二十二日ナリ」と注し、天曆十年説を採用している。ひとまず十年説に従うことにしたい。『江談抄』の同条によれば、紀在昌が、坤元録屏風詩の作者の選に漏れたことを、内心ひそかに嘆いた、と伝え、さらに『水言抄』では、愁い嘆いて、そのため病氣となり死去した、とまで説話化されている。坤元録屏風詩に関わることが、当代を代表する文人として、非常な榮譽とみられていたことがうかがわれる。

このとき中心となって活躍した鴻儒大江朝綱は、翌天徳元年（九五七）二月二十八日に七十三歳で世を去っており、天徳三年詩合では、順は、文時・維時・直幹と肩をならべ、朝綱のあとにすべりこむかつこうになっているわけである。天徳三年当時、順は四十九歳。大江維時（七十二歳）、菅原文時（六十一歳）、橘直幹（不詳）の三人は、いずれも既に文章博士を経験している自他ともにゆるされた

存在である。いま、この列に儒職のキャリアアとしては一流とはいえない順が加わっていることは、まことに瞠目すべき拔擢であったといえよう。ここでは、「遠稽唐家」近訪我朝」初自彼会昌好文之時」至子元和抽藻之世」雖馳淫放之思」未自彼會昌好遊」というような晴儀の場で、順の実力が認められたことを見届けることができると同時に、こうした晴儀で脚光をあびることによって、その力量をいっそう広く認められてゆく契機ともなったことを推測しえよう。

このとき出詠した「秋光変山水」のうち「随風落葉含蕭瑟」（瀝石飛泉弄雅琴）の一節は『和漢朗詠集』（巻上 落葉）に採られ、さらに「類聚句題抄」（二光）ではそのままから、「煙薄半殘嶺岫黛 月明斜入鏡湖心 隨風落葉含蕭瑟 瀝石飛泉弄雅琴」と引かれている（同集の引用は、『統群書類從』第十二輯上 による）。また「葦声入夜催」では、「藜刃怨遠風聞暗 壁底吟幽月色寒」が、直幹の同題の詩の一節とならべて『和漢朗詠集』（巻上 虫、藜は葦とする）に採られている。

さて、この詩合において、順が拔擢された背景についてももう少し探っておきたい。

八月十六日の鬮詩行事は、当月一日、村上天皇の御前で、左右の頭が定められるところから始まった。行事の企画に村上天皇の意向が大きくかわっていたことはまちがいが無い。頭について方人が定められ、十事の御題が下されている。しかし、実際の行事の企画運営は、頭を中心になされたと考えるべきであろう。その左頭に

は、民部大輔源保光が、右頭には、右兵衛督源延光が任ぜられてい
る。彼らが、いかに詩合を盛りあげるべく努力したかは、詩の清書
に、当時「能書之絶妙」を謳われた小野道風を起用するために、た
がいに競いあつたということからも知られる。すなわち、左右が定
められたその日に、左方はまず消息を送り、右方は行事衆を差し遣
し、左右一時に道風の門に到り、たがいに自陣に引き入れようとし
て譲らなかつた。十五日朝左方が消息を送つたところ、家人は物忌
と称して意を通じない。一方、右方の頭延光は、強引に門をひら
き、仕方なく出てきた道風を車にのせ「枇杷家(延光邸)」(10項参照)
に押しこめて、清書させ、夜を徹して宴飲した。これを聞いた左方
は、先約にそむくと上奏し、村上天皇の仰せにより、十六日当日に
なつて道風は左方の詩も書いた、と伝えている。

この詩合の左右の頭であつた源保光(延長二年〔九二四〕→長徳元年
〔九九五〕)も延光(延長五〔九二七〕→天延四年〔九七六〕)も、醍醐天
皇の皇子であつた代明親王(承平七年〔九三七〕薨)を父とし、右大臣
定方の女を母として生れている。同腹の長兄重光(延長元年〔九二三〕
→長徳四年〔九九八〕)も、右方の方人として名を連ねている。このと
き、保光は三十六歳、延光三十三歳、重光三十七歳であつたが、
『二中歴』では名臣としてあげられ、「謂之延喜時之三光」とあ
る。同腹の姉妹には、庄子女王があつて、天曆四年(九五〇)には村
上天皇のもとに入内して、女御となり具平親王を生んでゐる。

順は、(10)項にみるように延光邸にしばしば出入りし、具平親
王のもとを訪れ、済時の主催する雅遊に、延光・保光らに扈從し、

朝成の仏性院注12にも、重光・保光の伴をするなど、色濃い関係にあつ
たことを知ることができる。これらは、いずれも後年のことに属す
るから、これを前提とするわけにはゆかないのだが、左右の頭とな
つた源保光・延光兄弟が、源氏出身の順をあえて抜擢した、とい
う事情は想定しうるかも知れないし、後年の、三光や具平親王との縁
が、この詩合の人事によって強く結ばれることになつた、とはい
えるように思う。

(4) 応和元年(九六一)三月五日、冷泉院の釣殿で花宴が開かれ、
順も文人の一人として出席した。

また、このときには、同時に擬文章生試が中島で行なわれてい
る。いわゆる「放島之試」である。

この花宴に召された文人は、「四位五人、五位十四人、諸司六位
四人、文章得業生二人、文章生三人、擬文章生廿人、学生二人」
〔日本紀略〕であつたというが、『扶桑略記』及び『濫觴抄』(下
花宴)注13によれば、この中に「勘解由判官源順」の名が確認できるの
である。「諸司六位四人」のうちの一入といふことになる。順の任
勘解由判官は、天曆十年(九五六)のこと、応和元年(九六一)は長官
朝成に「つかれたる馬の詩」をつくり、さらに「長歌」をそえて、
「勘解由判官の勞六年」の不遇を訴えた年にあたる〔順集〕、前稿參
照)

このときの詩題は、「花光水上浮」。菅原文時が序を献じたが、そ
の詩序は、いま『本朝文粹』(巻十 詩序三 木)に、「暮春侍宴冷泉

院池亭一 同賦「花光水上浮」^二 応^レ製^一」としてみることがができる。『江談抄』(六 長句事)によれば、文時の序の献上が遅れ、村上天皇はいったん還御されかけたが、序の冒頭「冷泉院者 万葉之仙宮 百花之一洞也」を耳にするにおよんでとどまったという。花宴が冷泉院で行なわれたのは、この前年天徳四年(九六〇)九月二十三日内裏が焼亡しており、新造の内裏にもどるまで、冷泉院に遷御していたからである。

ここでは、順が、花宴という晴れの場に文人として召されていることを、偶々確認しえたにとどまるが、このほかにも、この種の晴れの場に召されることが多くあったことを想像してよいであろう。

なお、(7)にみるように、「浄闇梨洞房」において、順も同題「花光水上浮」の詩序を草している。

(5) 応和元年(九六一)後三月、都督大王(太宰帥章明親王)の華亭における詩宴に出席、詩序を草した。前項の花宴から一ヶ月ほど後のことである。

「後三月」とは、閏三月のこと、さらに文中に「于^レ時^二聖曆改^レ元^一」とあるところから、応和元年のことと推定される。この年の二月十六日、天徳から応和と改元されたのであった。また「于^レ時^二聖曆改^レ元^一、老春得^レ閏。案頭則^レ添^三三十行之曆日^一」と続く文章は、年、月、日という運びになっており、白樂天の十二月二十三日に作った詩に「案頭曆日雖^レ未^レ尽、向後唯残六七行」(柿村重松『本朝文粹註釈』に指摘)とある表現を考えあわせるとき、応和元年閏三月一

日のことと限定してもよいかと思う(ただし、正確には閏三月は二十九日までであったけれども)。

都督大王とは、通説では章明親王のこと。『大日本史料』(第一篇の十)や『大宰府・太宰府天満宮史料』(第四卷)では、章明親王とするが、根拠は明示されていない。『本朝皇胤紹運録』には「三品彈正尹、兵部輔」とあり、『日本紀略』や『一代要記』には「二品彈正尹」とあるばかりで、太宰師歴任のことは記されていないが、天徳三年(九五九)二月二十二日、内裏があり、章明親王に帶劍が聴されたことが『日本紀略』および『九曆』に出ており、さらに『北山抄』(三 内裏)に「御遊之次 帥親王帶劍」とみえ、章明親王が、この時点で太宰帥であったことを知る事ができる。だが、親王はいづ太宰帥に任ぜられ、いつその任を解かれたのであろうか。迫徹朗氏は、章明親王は天徳二年(九五八)に帥に任ぜられ、^{注14} 応和元年(九六一)閏三月兵部卿に転じた、との見方を提示している。章明親王の前の太宰帥有明親王が、天徳二年に元長親王のあとを受けて兵部卿に転じ、その兵部卿有明親王が応和元年閏三月二十七日に薨去するに及んで、そのあとを再び章明親王が継ぎ、兵部卿に転じた、との推定にもとづく。従うべき見解であろう。とすれば、章明親王が、太宰帥から兵部卿へと転ずる直前の詩宴であった、ということになる。ちなみに、(3)項の『天徳三年閏詩行事略記』に、伺候した「王公卿士」の筆頭にみえる「太宰帥親王」とは、章明親王のことであったことがわかる。

章明親王は醍醐天皇の皇子、母は更衣藤原桑子、堤中納言兼輔の

女である。(『本朝皇胤紹運録』)。永祚二年(九九〇)九月二十二日に六十七歳で薨じているから、今年応和元年(九六六)には三十八歳であった。応和二年、藤原兼家は兵部大輔となったが、そのときの兵部卿宮は、章明親王であつたわけで、『蜻蛉日記』中巻には、宮と兼家との贈答について、宮が道綱母に懸想文を贈つたことがみえるけれども、それはこの翌年のことである。『大和物語』では、「彈正のみこ」の名で登場、監の命婦に懸想する話が出てくる(78・79段)が、彈正尹に転じたのは、応和四年(九六四)と考えられるから、このときよりさらに後年ということになる。これらの話から和歌に堪能な風流人の面影を想起することができる。また、後藤昭雄氏は、章明親王の詩作を示すものとして、天曆四年七月七日、章明親王以下が詩を献じ管弦を奏したこと(『北山抄』卷三 花繁事、天曆四年十月八日の残菊宴において、時に上総太守であつた章明親王が「霜花満^ニ養菊^一」の題で詩を賦していること(『西宮記』卷五所引『吏部記』)、の二例を、この詩宴に先だつ事例としてあげている。順は、このとき(本項)の詩序で「大王才華清英徳宇凝^ナ邃^一、すなわち華やかな才能に秀でた奥深い器量の持主と讃えたけれども、文事を風流としてたのしみ、人を惹きつけるような存在であつたのもあろう。

このときの舞台は、「洛城以東^ニ、有^ニ一勝地^一。都督大王之深宮也」と書きだされるように、章明親王邸であつた。章明親王邸の所在については、岡一男氏が夙に『政事要略』(卷六十九)に、「東北辺之末、鴨河堤内、有^ニ彈正尹章明親王之第^一。爰殿上人五位以上六位以下、遊覽之次、依^テ無^ニ家人^一、無^ニ垣牆^一、信^レ馬通^レ家、案^レ轡掃^レ落」と

いう記事のあることを指摘している(岡氏は、この記事は一条朝の初めとみている)。角田文衛氏は、これについて「上に見えた『東北辺末』とは、『東の北辺大路の末』の意味である。『北辺』とは『北辺大路』のことで、それは『一条大路』の別名である。『末』とは、左京の東西に通ずる路が東京極大路を越えて直線的に東へ延びた延長部を指している。これによると、章明親王の邸宅は、一条末路の南、京極大路の東、つまり後に東北院が移建された地に存したことがわかるのである」と解説している。いま順の詩序にいう「洛城以東」の「都督大王之深宮」とは、この邸をさすものとみてよい。さらにつけ加えるならば、左京の京極と賀茂川の間にあつて、堤中納言とよばれた兼輔邸との関係が無視できない。兼輔は女の桑子所生の皇子に邸を伝領したことが考えられるわけである。

窓外を望むと、いたるところに春風が吹き、鶯は谷にかえるのを忘れ、蝶は林にもどるのを忘れてとびまわっている。ここに大王は座客に命じて「今年又有^レ春」の詩を賦せしめられた。まことにゆえあることである。日は既に西に傾き、邸ではいま楽たけなわである。あるいは杯を手にしたまま清談にふけり、あるいは琴を撫して朗詠している――

順は、章明親王邸の詩宴の風景を、こんなふうにえがいている。「婦^ニ鶯歌^一鶯更^ニ逗^ニ留^ニ於孤雲之路^一、辞^レ林舞^レ蝶還^レ翻^ニ於一月之花^一」の一節は、『和漢朗詠集』(卷上 閏三月)にみえるところ。「新撰朗詠集」では、「案頭則添^ニ三十行之曆日^一、窓前亦望^ニ千万里之春風^一」(閏三月)及び「漢^ニ景帝之十有三子^一、最弟謝^ニ其承^レ名^一、梁孝王之

曲三観平台^{カクサンヘイ} 誰人聞^レ其好^ク也^ト」(親王付王孫「系」は『本朝文料』に「忝」とする)の二節が採られている。

また、『和漢兼作集』(巻三)には、このとき順が賦した詩の一節が残されている(同集の引用は、『圖書寮叢刊 平安鎌倉未刊詩集』による)。

今年又有春

風暖嵩煙重卷翠 月明洛水再沈珠

この句は、『新撰朗詠集』(閏三月)にもみえるものであった。

このたびの順の詩序及び詠詩が、高い評価をえていたことをうかがい知ることができる。

順と章明親王との関係について、特筆すべきことはいまのところ見出せない。しかし、(1)の重明親王の場合、後年(天元二年(九七九)三月)の盛明親王の場合(『本朝文粹』巻十 詩序三 木 「暮春陪上州大王池亭」 同賦度水蓋花采 応^レ教)、あるいは代明親王の子、源重光・保光・延光三兄弟との場合(③項参照)、就中、源高明の場合など、醍醐帝の皇子・王孫たちとの交渉を想起すると、この章明親王の場合も、高明に近い源氏出身の文人という立場が考慮されてしかるべきであろう。

(6) 三月三日、源高明の池亭において、「花開已匠^{ハナ}樹」という詩題のもとに詩宴がひらかれ、その詩序を草した。

この詩宴の年時を推定する手掛りは、高明が「応和大納言」とよばれていること、「戸部郎中順」と名乗っていること、の二点である。高明の任大納言は天曆七年(九五三)、康保三年(九六六)に右大

臣に転じている。康保元、二年現在はまだ大納言であったわけであるが、その時点で「応和(九六一〜九六四)大納言」というのは不自然であるから、応和年中の出来事とみてよい(応和四年が、改元されて康保元年になるのが七月十日であるから応和四年も含まれてくる)。ところで「戸部朗中」というのは、民部丞のこと。順が民部少丞となったのは、応和二年。翌三年に民部大丞になっている。「戸部朗中」にたいて「戸部員外朗」という唐名もみえ(『拾芥抄』)、これが少丞にあたるのであろう。よって、「戸部朗中順」という表現から、応和三年以降のことになる。これを「応和大納言」とつきあわせると、応和三年もしくは四年の三月三日に限定されてこよう。さらに補足を加えれば、応和二年の三月三日には、曲水宴がひらかれ、「仙桃夾岸開」の題で、侍臣たちに詩を献せしめており(『日本紀略』、中宮の安子が「女装束絹」を侍臣に賜った記録(『西宮記』)も残されているから、そのとき西宮池亭での詩宴を想定するのは適切ではない。それにたいし、三、四年では、「御燈(天皇が燈火を北辰に奉る北斗信仰の行事)」の記録、それに三年には村上天皇の和歌詠作のこと(『新千載和歌集』巻一 春上 八六)が知られるけれども、私邸での雅遊の想定を妨げるものではない。

右のような次第で、三月三日の高明邸での詩遊は、応和三年(九六三)か四年のことと推定しうることになる。

永寧坊の中に仙宮がある。風景まことにめづらしく、水の流れば清くうつくしい。東には「延喜之長公主」が、錦の帳を巻き、珠の簾をたれておいでになり、西には、「応和大納言」が、月をめて、

花をみる台閣を建てならべていられる——

「延喜之長公主」とは、都子内親王のことであろう。高明の同母の姉妹としては、勤子内親王（天慶五年「九四二」薨）、雅子内親王（天曆八年「九五四」薨）、源兼子（天曆三年「九四九」薨）らがいたが、このとき存命であったのは、都子内親王だけであったからである。

都子内親王は、醍醐天皇の第六皇女、天元四年（九八二）十月二十一日、七十七歳で薨している（『日本紀略』）から、延喜五年（九〇五）の生れ、このとき、五十九歳か六十歳になっていたはずである。一方、高明は、延喜十四年（九一四）の所生であるから、五十歳か五十一歳、ということになる。

西宮は、「四条北、朱雀西」（『拾芥抄』）の地にあった。現在の壬生森町と壬生神明町の付近である。^{注19}「往年有^二東園^一華堂朱戸竹樹泉石 誠是象外之勝地也」と慶滋保胤が「池亭記」の中で述べたところである。

ついで詩序は、「古老伝曰」と、西宮の古伝承を語る。この地は昔の持主が富み奢って「買^レ巖^ヲ為^レ山、浸^レ塩^ヲ成^レ海」したものと^{注20}いう。その面影はいまも残り、古老の言の偽りでないことがわかる——かくして、時に三月三日、と「花開已^レ匠^ノ樹」の詩題にふさわしい西宮邸の花の描写が展開されるのである。

この詩宴は「於是朱衣緑袍（五位六位）、前後自^レ朝市^ニ而漸集^リ」とあるように、高位高官で主体ではなく、五位六位といった人々が中心であったらしい。源高明を主人と仰ぐ、大納言高明傘下の人々の私宴であったと読める。さればこそ、順が、自分が昔から

高明に親しく仕え、今も詩遊の席に連なる感慨を、「戸部郎中順者 本面相之僕夫也。納綺^ヲ弘^シ露、昔久執^リ竹馬之鞭、鬢髮欲^シ霜、今猶陪^リ花鳥之席。思^フ古感^レ今、応^レ教^ヲ献^シ序^ヲ云^レ爾」と記しえたわけであらう。

(7) 康保元年（九六四）以前の三月、「浄閻梨」の洞房において、「花光水上浮」の詩序を草した。

「浄閻梨」とは、通説では、三善清行の子浄蔵のこととみられている。^{注21}康保元年十一月二十一日に「大法師浄蔵卒于东山雲居寺」（『日本紀略』）とあり、七十四歳であった（『大鏡裏書』『二代要記』）という。ちなみに、順とは二十歳ほどの年齢差となる。「祇陀園之南 花微妙^{ナリ} 風芬馥^{ナリ}」とあるように「浄閻梨」の洞房は「祇陀園之南」にあったが、一方、雲居寺は「華園向、祇園南」（『拾芥抄』下）にあったといい、場所としては一致する。いまの高台寺の辺り（『京都府地誌』）である。「浄閻梨」とは、浄蔵のこととみてよいだろう。

では、その宴遊は、いつのころと考えうるか。「拾遺往生伝」（卷中 一）では、「又天曆年中、大法師寄宿八坂寺」していて、傾いた八坂の塔を、加持の力によって直したといひ、「又天曆年、大法師住八坂寺」していたが、押し入った強盗たちが、浄蔵の一喝に、木のようにかたくなって動けなくなった、という。天曆年中（九四七—九五六）には、八坂寺に住していたことになる。雲居寺に移り住んだのは、浄蔵の晩年であらう。^{注22}したがって、浄蔵のなくなるまでの、天徳応和年間（九五七—九六四）、とくにその後半の可能性が強

いだらうか。また、(4)項で注意を促しておいたが、このときの詩題は、応和元年(九六一)三月五日の冷泉院における花宴の詩題と同じである。これは偶然であるうか。それとも何らかの関連があるのか。いま、浄蔵の晩年、それも応和年間の可能性を考慮すると、花宴の詩題を意識しつつ愉しまれたものか、と想つてもみる。しかし、両者の関係を最終的に判断するすべは、いまのところ見出せない。

暮春、浄蔵の洞房に、僧俗相会して、「花光水上浮」の詩題のもとに詩宴が行なわれ、管弦の音が響き、なかでも笙を見事に吹く少年がいて、人々の心を蕩かせたという。

浄蔵には二人の子どもがあった。一人は出家して才芸修験、人に異なるものがあつたけれども、修業の途次早くに亡くなった。もう一人は、「天曆之代、幼少昇殿、寵幸殊甚、随分管弦、頗以無恥」(『日本高僧伝要文抄』)とある。「中有一兒吹笙絶妙、伝三縦嶺一曲、似潘岳之再生」と順は記していた。管弦のなかでも、「一兒」の活躍ぶりを、なぜ順が記したかわからない。だが、それが浄蔵の子息であるとするれば得心がゆくというものである。しかし、これを前提にすれば、この宴遊の時期を、さきを示した推測より早め、天曆から天徳のはじめくらいまでに想定するのがふさわしくなってくる。だが、ここでは、このような推測もできるという示唆にとどめる。

浄蔵は、顕密、悉曇、管弦、天文、易道、卜筮、教化、医道、修験、陀羅尼、音曲、文章、芸能の諸道に通じ、卓越した技術の持主であった(『拾遺往生伝』ほか)。このような浄蔵が詩宴を催したこと不思議はないわけで、順はそうした席に招かれ、詩序を草してい

るわけである。浄蔵の母が「嵯峨皇帝孫也」(『拾遺往生伝』)という血縁に注意されるけれども、(9)にみるように勸学会に關係があつたかと推測されること、あるいは、「夏日與三王子、過貞上人禪房、翫庭前水石、叙」(『本朝文粹』卷八 詩序一 山水)、「三月尽日遊三五覺院、同賦紫藤花落鳥関関」(『本朝文粹』卷十一 詩序四 草)など、順が、僧俗相会するような場によく出入りし、詩序を草したりしている、そのような例として本項の場合もみておきたい。

なお、「欲謂之水、則漢女施粉之鏡清瑩、欲謂之花、亦蜀人濯文錦粲爛」の一節が、文時の花宴の折の詩句に続いて『和漢朗詠集』(卷上 花付善花)に採られている。

(8) 戸部省侍郎以下の人々が、公務からの帰途、神泉苑を訪れ、詩遊、その詩序を草す。

「戸部省侍郎以下、偷取暇于其間」あるいは「退食自公」の句から、順が、戸部省に民部省務めのころのものであつたことがわかる。順は、応和二年(九六二)正月二十二日に民部少丞に、翌三年正月二十八日大丞に転じ、康保三年(九六六)正月七日、下総権守に任じられるまで、その任にあつた。「冬日」とあるので、右の詩序は、応和二年(九六二)から康保二年(九六五)までの成立とみうる。順が五十二〜五十五歳のころにあたる。

戸部省侍郎とは、民部大輔のこと。時の民部大輔は誰であつたか。『公卿補任』によれば、源保光が、天曆八年(九五四)十月二十二日民部大輔に任ぜられている。その後の履歴をたどると、「同

(天曆) 十正次侍従、天徳二正卅兼、紀伊權守 応和三正七從四上、四
十、康保三正卅右中弁、同三九十七左中弁……」とあるように、い
ま該当する時期(応和二年から康保二年まで)において引き続き民部大
輔の任にあったことを知る。民部大輔は定員一名であり、源保光と
みてよい。保光(延長二年「九二四」)長徳元年(九九五)の、三十一
〜四十二歳當時にあたる。保光は、いわゆる「三光」、重光・保光・
延光三兄弟の一人であつて(③項参照)、兄弟の中では、彼だけが文
章生出身であつた(『二中歴』第十二 詩人歴)。

ちなみに時の民部卿は、大納言藤原在衡であつて、七十一〜七十
四歳と高齢であつた。

冬日、民部大輔源重光をはじめ、人々は公務の暇をぬすみ、朝廷
からの帰り、神泉苑を訪れ、しばしの詩遊をたのしんだ。注24序中、
「梧桐影中 一声之雨空灑 鷓鴣背上 数片之紅纒」の一節は、
『和漢朗詠集』(巻上 暮寒) にみえてゐる。また『新撰朗詠集』に
「寒猿抱^{イイ}木^{ツク}、唯携^{ツク}月^{ツク}、暮鳥帰^{ツク}林^{ツク}、不^{ツク}留^{ツク}紅^{ツク}」葉下風枝疎とあるのは、
このとき詠んだ詩の一節であらう。

この詩遊は、いうまでもないことだが、宮中の行事に位置づけ
られる晴儀のそれでも、また貴顕の主催するそれでもない。民部大
輔とその下僚たちによる「以^レ文^ヲ会^フ友^ス」という集まりである。晴儀
の本格的な格式に比べると、同好の人々の自発性に支えられる点の
多い詩遊であり、それだけまたより凝縮したかたちでみやびのわざ
が競われたのではなからうか。このような文事が、村上朝の文運を
下から支える力となつていたのであらう。と同時に、逆に、こうし

た詩遊が、よりはなやかな場での活躍を目ざしての切磋琢磨であつ
たともいえよう。そうした仲間の中で、順はその実力を認められか
つ発揮しているということのだが、あらためて当期における順の
活躍の場を考えてみると、(3)の詩合のようなはなやかな例は少な
く、私的な繋がりや引き立てによる活躍や、格式にかならずしもと
らわれないような場での活躍が目だつわけで、一流の場を志向しつ
つ、現実には二流の場に甘んずることの多かつたところに、順の位
置というものが暗示されているように思う。

(9) 康保元年(九六四)三月十五日、大学寮北堂の学生たちが、叡
山の僧たちと西坂本注25の寺院で勸学会をはじめた。三月・九月の十四
日の夕べより、俗は白楽天の詩句を、僧は法華経の偈を誦しつつ集
まり、翌十五日の朝には法華経の講会をひらき、夕には弥陀仏を念
じ、晝にいたるまで、白楽天の作れるところの「願^ハホノ生^ルノ世俗
文字ノ業 狂言綺語ノアヤマリヲモテ カヘンテ当来世々讚仏乗ノ
因 転法輪ノ縁トセム」という願の偈などを誦し、法華経中の一句
を題として詩を作りあつたという(『扶桑略記』、引用は『三宝絵詞』東
寺観智院本による)。この運動の中心に慶滋保胤がいたことはよく知ら
れている。

ところで、この勸学会に順が参加したらしいことがある。これは
もっぱら川口久雄氏の説(日本古典文学大系『和漢朗詠集・梁塵秘抄』)
によるのだが。

『和漢朗詠集』(巻上 暮春)に「劉白若知今日好 応言此処不言

何順」の詩句がみえる。川口氏によれば「劉白若し今日の好きことを知らましかば、此の処とぞ言はまし何くとは言はざらまし」と訓む。ところで、その頭注に

朗詠鈔に、勸学院にての作だとするすが、勸学会の作の誤であろう。今日文人たちが作文の会をして暮春を惜しんで楽しみをつくしているが、劉禹錫、白楽天がもしこれを知っていたならば、かの春深の唱和詩において、「此処春深好（このところぞはるふ）」と作り、決して「何処春深好（いづれのところかはるふ）」などとは作らなかつたであろう。「此の処」とは京都の西坂本であろう

と記す。またこの詩題について

私注「深春好 源順（みなもとの）」。朗詠諺解に「春深好」と訂すのによるべきである

とする。詩題については、柿村重松の『和漢朗詠集考証』にも「諺解の正す所に従ふ」とみえる。

詩題が「春深好」であり、暮春の項に配されていること、また劉禹錫と白居易の唱和詩にもとづくといえ、白楽天の名がみえることなど、いかにも暮春三月十五日の勸学会における詠詩の一節にふさわしい。既に(7)でもふれたように、順は僧俗相会するような場に入りしてもおり、勸学会に姿をみせたところで唐突ではない。しかし、いづれにせよ、状況証拠というにすぎないわけで、このような推測が可能だという域を出ない。

(10) 康保三年(九六六)の夏、右親衛源將軍が、翰林藤學士を招い

て、初めて論語を読む席に伺候し、詩序を草した。

詩序の冒頭、「康保三年夏」と書き出されており、その年時、季節は明らかである。

右親衛源將軍とは、右近衛權中將源延光のこと。延光は、天徳四年(九六〇)十月九日右近衛權中將に任ぜられ、康保三年九月十七日に参議に任じられたが、「中将如元」とある(『公卿補任』)から、この間、引き続きその任にあつたことを知りうる。延光が、参議になる前後の出来事であつたことになる。当時四十歳である。

延光郎は「びはのいへ」(『源順集』)とよばれた。(3)の「天徳三年閏詩行事略記」で右頭であつた延光が、道風を強引に「枇杷家」に連れ去つたとあるが、「枇杷家」とは延光郎のことである。のちに權大納言となつた(天延二年(九七四))ところから、延光は枇杷大納言とよばれている。ところで、世に枇杷殿として知られる邸宅に、枇杷大臣藤原仲平郎がある。その所在について、『拾芥抄』は、「近衛南室町東 或鷹司ノ南東洞院西一町」と記し、同書東京図にも二ヶ所を記す。仲平の枇杷殿は、のち道長が伝領、一条・三条両天皇の里内裏となつている。この枇杷殿と延光の「枇杷家」とは同じと考えていいのだろうか。仲平郎は、仲平・師氏(枇杷大納言ともよばれた)と伝領され、いったん源延光に買い取られたが、延光の死後、朝光の手にわたり(『公卿補任』に「藤子枇杷殿」とある、それから道長のものとなつた、と考えられている。しかし、仲平は天慶八年(九四五)に死亡しているが、師氏は天祿元年(九七〇)七月十四日の死であり、それよりさき、天徳三年(九五九)の時点で延光は「枇

把家」に住んでいたのだし、『順集』において「びほのいへ」とみえる記事は天延三年（九七五）と確定されるから。師氏の把家殿を延光が伝領したとは考えられない。師氏が仲平の把家殿を伝領したとすれば、延光の「把家」は別の場所に想定しなければなるまい。ここからは仮説だが、把家殿に二ヶ所の伝承があることは、その一方が、実は延光邸であったのではなからうか。『拾芥抄』に「或鷹司、南東洞院西一町」がそれではなかったか、とひとまず考えておく。

翰林藤学士とは、文章博士藤原後生のこと。後生は、天徳四年（九六〇）四月以来、文章博士の任にあった（『中歴』第二 儒職歴^{注29}）後生は、天祿元年（九七〇）七月十二日、六十二歳で世を去っている（『尊卑分脈』）から、延喜九年（九〇九）の生れ、このとき五十八歳になる。

源將軍が初めて論語を読まれた。時の人は、よくぞ下問を取らず、孔子の遺訓を守るものと思っていよう。だが、俗人は論語は幼学の書、晩学するに及ばぬものと考えようが、それは、論語には奥深い言葉が、明珠のようにゆきわたっているということを知らないのだ。武官たる將軍は、その武勇漢の二十八将をもしのぐが、その学もまた麟角の域にまで及んで、論語を味わうに至られた——

詩序は、かように武官でありながら文事を嗜もうとする延光を讃える。延光は、村上天皇の信任のあつい人物であって、『親王儀式』（『本朝書籍目録』）や『延光記』（『延光大納言私記』・『大納言延光卿記』・『延光大納言記』・『延光卿曆日記』なども同じか）などの記録（いずれも散佚）を残し、すぐれた延臣であったことをうかがわせるが、詩宴

や歌合にも多く列していたことが知られ、本項のような行事を主催するにふさわしい人物であったといえよう。

一方、この詩序を草した順は、時に五十六歳。「爰有^{注30}総州員外順者」とあるように、この年（康保三年）の正月、下総権守に任ぜられたばかりなのであった（前号参照。「昔是^{注31}南曹聚^{注32}雪之生。今則^{注33}東海指^{注34}雲之吏。学拙^{注35}官冷^{注36}」）というのは、蕪辭を奉るものの謙辞として常套ではあるが、明らかに身の嘆きを表現しているところに、そうした表現を許す側との近さが感じられるのである。後年のことであるが、順は濟時の白河院に公卿・殿上人が訪れ、宴遊が行なわれた際、二度にわたって詩序を草しているが、そうした際にも延光が同席している（注11参照）し、延光邸での歌宴で、順が探韻をまねた探字による和歌を詠作する（注28参照）など、延光と順とは、濃い関係をもっていたことがうかがわれる。延光だけではなく、延光の兄である重光や保光、あるいは、三兄弟には甥にあたる具平親王とも親しい関係にあったわけである（③・⑧項参照）。なお、白河院における二篇の詩序をめぐっては、後稿でとりあげることになるが、要点は後藤昭雄氏の論文に^{注30}尽されているので、ここでは贅言を省く。

以上、(1)から(10)まで、年時の判明する作品や事蹟について検討を加えてきた。最初に記したように、右の事項のみから、この期の順の文人としての全体像を掴もうとすることは限界がある。視点を変えた作業を用意した上で論じ直すことにしたいが、(1)~(10)からう

かがわれる、この期の順の文人としての活躍を、場に注目してかんに整理しておく、次のようになるだろう。

第一は、宮中を場とする本格的な盛儀の場での活躍が確認されるのが、(3)の詩合にとどまること。(4)の花宴への参加は認められるが、そこでの活躍は確かめることができない。この種の宮中行事への参加は、確認こそできないが、必ずやあったらうし、詩を賦す機会も多くあったと考えるのが自然であろう。しかし、そうした場での活躍は伝えられていないわけで、(3)のような事例は数少なかったと判断される。

第二は、親王や醍醐系源氏の主催する場での活躍が目立つこと。

(1)・(5)・(6)・(10)などがそれであって、高明邸での詩宴(6)はもとより、いずれの場合も、源氏出身の文人として、格別の引き立てが想定されるところに注意される。(3)の詩合の拔擢の背景にも、そうした事情がうかがわれたわけであった。

第三に、貴族搢紳の主催する詩遊とは離れた、仲間うちの場合のものとして、(8)があり、僧俗相会するような場での活躍や参加が、(7)・(9)に認められる。ただし、(8)は、その頭が源保光であったから、第二との関連を認めることもできる。

第四に、順個人の内発性により多く支えられた仕事として(2)がある、ということになる。

前稿において、この期の官人としての順について考えてみたが、その結果、文章生出身後、順が官人として歩んだコースは、文章生あがりの官人がたどるべきコースであって、その限りでは、

拔擢とか不遇とかの評をあてはめるのはあたらない。それよりも文章生となるが遅れ、そのためより本格的な儒職としてのキャリアを積むことができず、しかも官人としての出発が遅れることになって、しかるべき官途をたどってはいても不遇の思いがつきまどっていったのであろう、と論じた。この時代、漠然と考える以上に、官僚社会的な枠組は鞏固なものがあつたとおぼしい。順の才能の如何にかかわらず、彼は中流官人であつたのだ。

いま、順の(1)~(10)の作品事蹟を整理してみてもわかることは、基本的には、彼の中流官人としての身分がおのずから反映している、ということである。その才能にふさわしく異例の拔擢をうけることがあるにせよ、才能が万能ではないのである。貴紳の場といつても、どこからも声がかかるとではない。引きたてによつて、暫間的に活躍が可能であつたのだ。だが、仲間うちでは、その力は広く認められていたということである。

一流の場での活躍を夢見ながら、二流の場で活躍することが多かつたといつてもよい。その点は儒職のキャリアを積んだ人々の場合と比較してみるとはつきりしてくることでもあろう。順は満たされぬ思いをかかえていたはずだ。(1)~(10)のような事項からだけでは、その全体像を掴むことができない、と考えるゆえんである。

注1 「栖霞観」あるいは「栖霞寺」の表記は、いま『本朝文粹』のそれに拠り、原則的に統一した。『吏部王記』や『菅家文章』等では「棲霞」と表記されている。

注2 「江都^ガ之好^ク勤捷^ト也 七尺屏風其徒^ハ高^シ 淮南^ノ求^ム神仙^ト也 一旦乘^リ雲^ヲ而何^レ益^ヲ」の一節は、『和漢朗詠集』巻下 親王 付玉孫^ニにみえる。以下、同集の訓みは、新潮日本古典集成(大曾根章介・堀内秀晃校注)本を参考にした。

注3 前稿(国文学科報)第12号において、これを「吏部王記」天慶八年の条」と記したのは、『花鳥余情』(第十 松風 所引の『李部王記』逸文に「天慶八年三月廿七日」とあるのに従ったものである。ところで、古代字協会編『吏部王記』史料拾遺(第二巻)では、年時を「天曆九年正月十七日」と推定、傍書してある。その理由は記されていないが、これは寛子の卒去が、天慶八年正月十八日であり、その「周忌法会」たることを考慮しての処置であろう。たしかに、卒後二ヶ月余のこととすることは不審である。一方、『史料纂集』の「吏部王記」では、『玉類抄』所引の逸文により、「天慶八年十二月廿七日」のこととし、さらにその解説において、『玉類抄』に拠るべきことを論じている。前稿の年時に誤りはないが、期日については「史料纂集」本に従いたいと考えている。

注4 『菅家文草』(第十二 願文下)に、菅原道真の手になる「為両源相公先考大臣周忌法会願文 寛平八年八月廿六日」という願文がみえる。「両源相公」とは、参議であった湛と昇をさす。「先考大臣」すなわち融の一周忌に、「棲霞観」を塚としたことが知られる。また栖霞寺および清涼寺については、塚本善隆「嵯峨清涼寺史平安朝篇」棲霞、清涼二寺盛衰考」(『仏教文化研究』五号 昭30 仏教文化研究所、「塚本善隆著作集第七巻 浄土宗史・美術篇」昭50・11 大東出版社、佐々木剛三「清涼寺」昭40・3 中央公論美術出版)などを参照した。

注5 「史料纂集」本「吏部王記」逸文のうち、「棲霞寺」に言及のあるのは五ヶ所であるが、延長八年(九三〇)、清和第七親王(貞辰)の周忌法会が修せられた記事のほかは、天慶七年(九四四)から八年にかけて集中している。親王三十九歳から四十歳のころにあたる。

注6 天曆三年(九四九)二月当時、「大内記從五位下」(『類聚符宣抄』)であり、同四年十一月には「大内記兼美濃介」(『大日本史料』一の一八所引の「仁和寺御室御物実録」)であり、天曆八年十月に右少弁に転じている(『二中歴』第二 備載歴)から、天曆七年当時、大内記の任にあったと推定される。

注7 「王朗八葉之孫 撫^ヒ徐詹事^ノ之旧草^ヲ 江淹一時之友 集^ム范別駕^ノ之遺文^ヲ」の一節は『和漢朗詠集』巻下 文詞 付遺文に採られている。『水言抄』(王朗八葉事)に、「王朗八葉之孫」とあるのは誰の事か、との問いに、匡房が「徐詹事集」を見ればよい、詳しくは覚えていない、との談話が載っている。柿村重松『和漢朗詠集考証』によれば、「王肅八葉之孫」とすべきであるという。

注8 山口博 源順論「王朝歌壇の研究―村上冷泉門顯朝篇―」(昭42・10 桜楓社)

注9 「ひとまず」としたのは、十年説にも問題があるからである。天曆十年には、維時、朝綱とも参議になっていたから、なぜ参議と呼称されなかったか、という疑問がひとつに、維時はひき続き式部権大輔の任にあつたが、朝綱はずでに左大弁を辞しており、藤原有相が左大弁であつたという重大な疑問があるからである。しかし、直幹が民部大輔となるのは、天曆八年八月申文中を奉つて以降のことではなければならない(『本朝文粹』巻六 奏状中「請被^シ特蒙^シ天恩兼任民部大輔關^シ状」)から、ひとまず十年説にしたがったわけである。ただし、官位呼称にこだわる限り矛盾はさげられないから、官位呼称にこだわらず、史料としての信憑性という点から考えて、『日本紀略』の三年説に拠るべきだと論ずることも可能である。

注10 「七月三日 陪^シ第七親王^ノ読書閣 同賦^シ弓勢月初三^ニ 応^シ教^ス」(『本朝文粹』巻八 詩序 一天象)

注11 「秋日遊^シ白河院 同賦^シ秋花^ノ露^ヲ露開^ス」(『本朝文粹』巻十一 詩序 四 草)

「後二月遊^シ白河院 同賦^シ花影^ノ之^ニ春池^ニ 応^シ教^ス」(『本朝文粹』巻

十 詩序三木

注12 「九月尽日 於仏性院惜秋」(『本朝文粹』卷八 詩序一 時節)

注13 石川徹 うつほ物語の著作年代と作者 『平安時代物語文学論』

(昭54・4 笠間書院。石川氏は、吹上の下巻で、季英が神泉苑の紅葉賀の時に、中島で放鳥の作文を作り、進士となる条との関係に注目して、このときの経験見聞が反映しているのとみて、作者順説の傍証としている。

注14 迫徹朗 監の命婦をめぐる人々と大和物語の成立に関する一考察

『王朝文学の考証的研究』(昭48・3 風間書房。後藤昭雄氏も、都督大王 章明親王説を再検討し、追認する立場をとる。「属文の王

卿」—醍醐系皇親—(『豆安朝漢文学論考』昭56・9 桜楓社)

注15 前掲(注14)論文。

注16 岡一男 『道綱母—蜻蛉日記芸術攷』(昭45・10新版 有精堂)

注17 角田文衛 紫式部の居宅 『紫式部とその時代』(昭41・5 角川書店)

注18 応和三年三月三日御前のさくらの花さきはじめたるを御覧して、

ことしより春しりそむるといふ歌をおほしうだしてよませ給うける

／天曆御製／さきそむる所がらにぞ桜花あだにちるてふなをたつな

ゆめ

注19 『京都市の地名』(日本歴史地名大系二七巻) 昭54・9 平凡社

注20 『今昔物語集』(巻二十六の十三「兵衛佐上緒の主、西の八条に於

いて銀を見得たる語」、『宇治拾遺物語』(巻十三の二)「上緒の主金を得る事」)によって知られる伝承をさすか。『今昔』によれば、本主上緒の主の土地を、南に住む大納言源定が買いとって、南北二町としたものが西宮であるという。この条、拙稿『源順伝断章—若き日の順を繞って—』(『国文学料報』第9号 昭56・3)で述べたところと重なるところがある。

注21 『大日本史料』(第一編の十二) 康保元年十一月二十一日の条、平

林盛得「淨藏大法師靈験考序説」『聖と説話の史的研究』昭56・7

吉川弘文館、など。

注22 『大法師淨藏伝』によれば、「応和三年癸亥、一本云、法師七十口、

孟冬十月、忽辞花洛、屈屣山雲居寺、即於途中命弟子云、此山是我終焉之地也、故今恣登矣」とあり、死期迫ってから雲居寺に移ったように書かれる。とすれば、淨藏説に疑問をさしはさまねばならぬことになるが、『拾遺往生伝』や『扶桑略記』の記述と比較して、該書の潤色とみておきたい。

注23 『大法師淨藏伝』にもほぼ同意の文章がみえるが、欠字があるのが

で該書によった。『拾遺往生伝』にもほぼ同様の記述がみえる。し

かし、管弦に関する記述はみえない。

注24 神泉苑は「二条南、大宮西八町、三条北壬生」(『拾芥抄』)の地

にあった。また蛇足ではあるが、『拾芥抄』によれば、「以近衛次

将爲別当」とあり、保光の弟延光が、天徳四年以来、右近衛中

将の任にあり、遊宴の便宜をえられやすかつたろう、との想像もでき

る。

注25 西坂本の地は、『大日本地名辞書』に「比叡山の東麓に坂本村

(近江国)あるに對し此名あり、今是用ふることなし。修学院村及

び大原村の旧号と做すべきか」とある。

注26 新潮日本古典集成『和漢朗詠集』では、「日本古典文学大系に劬

学会の誤というが内容から見て疑問」と述べ、本項の想定に否定的

である。

注27 岸元史明 枇杷第の復原 『平安京地誌』 昭49・2 講談社

注28 当該の記事は「大納言源の朝臣のひはのいへにて、きくをもてあ

そひて、さきりてくもしをえたり／うつろはむときやみわかんふゆのよの、しも／ひとつにみゆるしらきく」とあるもの。延光が権大納言に任せられるのが、天延三年(九七五)正月のこと、翌四年(九七八)元元六月十七日に死去している。秋の記事であることから、天延三年のものとして確定できる。また師氏の任権大納言は、安和二年(九六九)のことである。

注29

『二中歴』(『改定史籍集覽』本)には「藤俊生」とあるが、「俊」は「後」の誤りであろう。この前後の文章博士としては「菅文時天徳元六」「橋敏通天徳三正」「菅輔正天祿元八」があげられており、從五上。和二年・同三年当時文章博士であったことが確かめられ、『類聚符直抄』九、かつ、「翰林藤字士」と称せられるのは後生をいっている。文章博士在任のままなくなったのであろう。

注30

前掲(注14)書「白河院の詩遊」。

(本稿は、昭和59年度高橋産業経済研究財団助成金による研究成果の一部である)